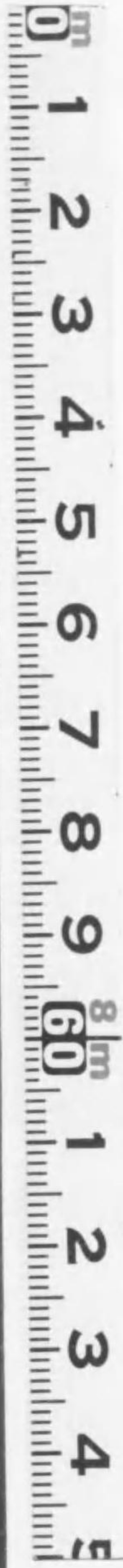




館 列 陳 品 商 淡 爾 哈
トツレフンバ

題 問 道 鐵 支 東
の
(上) 過 經 其 と 相 眞

月 一 十 年 四 和 昭
號 四 十 二 百 第



始



露滿蒙通信刊行會規定

- 一、本會は歐露、西比利亞及滿蒙の財政、經濟、金融その他一般事情を調査通信するを目的とします
- 二、本會は左の刊行物を發行します
 - (イ) 露亞時報—露滿蒙地方の財政經濟その他一般事情の記事があります(月刊雜誌)
 - (ロ) パンフレット—同上記事を三十頁乃至百頁に一纏めにしたる單行書であります(月二回)
 - (ハ) 週報—週内哈爾濱地方に起りたる出來事を簡報し讀者の質問に供するのであります(週刊贈寫版)
- 三、本會は哈爾濱商品陳列館内に設けてあります
- 四、會員は一ヶ年拾貳圓の會費を前納しまして前記諸刊行物を受納するのであります

北滿洲哈爾濱道裡斜街商品陳列館内

露滿蒙通信刊行會

哈爾濱商品陳列館

パンフレット第百二十四號

東支鐵道問題の真相と其經過 (上)

東支鐵道問題は北滿に於ける蘇支外交問題の種となつて居る、而して蘇支外交問題と東支鐵道其ものに就ては滿蒙に大關係を有する日本に取りて最も傾注すべきものである、即議員岡田實をして其真相と時局の經過を編纂せしめ讀者に頒つ所以である。

昭和四年十一月廿八日

森 御 蔭

露滿蒙通信刊行會規定

- 一、本會は歐露、西比利亞及滿蒙の財政、經濟、金融その他一般事情を調査通信するを目的とします
- 二、本會は左の刊行物を發行します
 - (イ) 露亞時報—露滿蒙地方の財政經濟その他一般事情の記事があります(月刊編纂)
 - (ロ) パンフレット—同上記事を三十頁乃至百頁に一纏めにしたる單行書であります(月刊二回)
 - (ハ) 週報—週内哈爾濱地方に起りたる出來事を簡報し讀者の實用に供するのであります(週刊編纂)
- 三、本會は哈爾濱商品陳列館内に設けてあります
- 四、會員は一ヶ月拾貳圓の會費を前納しまして前記諸刊行物を受納するのであります

北滿洲哈爾濱道裡興業局商品陳列館内

露滿蒙通信刊行會

哈爾濱商品陳列館

パンフレット第百二十四號

東支鐵道問題の真相と其經過 (上)

東支鐵道問題は北滿に於ける蘇支外交問題の種となつて居る、而して蘇支外交問題と東支鐵道其ものに就ては滿蒙に大關係を有する日本に取りて最も傾注すべきものである、即箱員岡田實をして其真相と時局の經過を編纂せしめ讀者に頒つ所以である。

昭和四年十一月廿八日

森 御 蔭

東支鐵道問題の真相と其の經過

目次

一、緒言	一
二、時局發生の遠因と近因	二
三、既住に於ける東鐵回收の經過	五
イ、露國革命勅發當時	五
ロ、守備、警察權の回收	六
ハ、對支宣言と其直後	七
ニ、郵便局、無電局の回收	一〇
ホ、市政權の回收	一一
ヘ、松花江航行權の回收	一二

ト、露、支奉露協定.....	一三
チ、南部線事件ミサウエート政策の翻語.....	一八
リ、教育權の回收.....	一九
ヌ、ダリバンク保管金折半事情.....	二〇
ル、電話局の回收.....	二一
ヲ、時局前の東鐵諸問題ミサウエート領事館手入事件.....	二二
ワ、電政權の回收.....	二七
四、時局發生當時の狀況.....	二八
自七月十一日—至七月廿日	
五、其後の經過.....	五六

東支鐵道問題の真相と其の經過 (上卷)

一 緒 言

舊ロシア帝國の滿洲に於ける唯一の遺産たる東支鐵道が建設後辛くも廿六年を閉じた今日、北滿の開發と其の文化に寄與する事漸く多きを加え乍ら突如支那の武斷的回收に委せられんことは是を奪還せんとするサウエート政府との間に未曾有の繋争問題を惹起した。

人も知る如く東支鐵道は舊露國の圖南政策と藏相ウィツテの鐵道政策の下に生れ北滿の曠野を馳驅する蛭々一七二六軒(吾滿鐵を除く)歐亞聯絡の最捷徑たるのみならず東西兩國境にありて何れもサウエート鐵道に接続し更に南、吾が滿鐵線と相結び大いに後者を制肘するにより日露支の利害を極度に複雑ならしめて居る。

支那が同鐵道の回收に着目し順次其の準備を遂げつゝあつた事は既に久しい。斯くて『鐵道自體の回收近きあり』と豫想されたが如何せん、案するより生むは難く、時局突發の七月以來既

に五ヶ月に垂んごし未だに其の母胎を離れ得ざる状態にある。

支那果して譲る乎、サウエート退く乎、終局の裁定は事件の解決に俟ち、茲には多く、其の依つて起れる原因と経過の真相を述ぶる事とする。

二 時局發生の遠因と近因

一 排外思想

凡有ゆる支那の利權回收は排外思想即ち國權回復運動に其の源を發し是亦必ずしも歐洲大戰以後の所産なりとは言ひ難い。

即ち一八四二年の對英、南京條約に次いで一八九八年の租借地と外資鐵道の激増は支那有識者をして慨嘆時を久しふせしめた。傳へらるゝが其結果は遂に一九〇〇年義和團事件の勃發となり支那史上に貴重なる國權回復運動の先鞭をつけたのであつた。一八九七年起工せる東支鐵道が亦其の呪はれたる利權の一つであつた事は言ふ迄もなく、一九〇〇年二月山東省に勃發せる騷擾の影響は同六月に至り宛かも建設途上の東鐵に及び七〇〇〇萬留に達する損害を與へた。是實に東

支鐵道受難の第一歩である。

二 民族自決主義の影響

歐洲大戰以後に於ける國權回復運動の趨勢を窺ふに大戰の影響を受け中部歐羅巴各地に叫ばれたる所謂民族自決主義は土耳其を首め波斯に入り更に暹羅に及び何れも不平等條約を廢し、次第に其の國權を回復するや支那も亦其の聲に應じて起ち、國民黨は遂に三民主義を翳して、「關稅自主權を返せ」「不平等條約を廢せ」「治外法權を撤廢せよ」と怒號し國權回復の運動は次第に深刻味を呈したるの感がある。

三 舊露權力の失墜とサウエートの對支政策

宛かも良し、一九一七年、三月革命を動機として舊露の秩序次第に紊亂し、本社との連絡斷たるゝや、此の混亂は東鐵回收の好機となりたるのみならず舊露に代れるサウエート政權は非帝國主義を標榜して生れ殊に其の政策とする處は東洋民族に對する援助乃至は協調方針であり亦弱少民族に對する覺醒政策の爲めに聯邦は最善の努力をなしつゝあるものの如くであつた。殊に一九一九年並に翌二〇年になされたる、カラハンの對支宣言は、知らず、果して平和と友誼の發露か

兎まれ支那をして利権回収に乗せしむべき幾多の好機を與へた。

一九二〇年ジノビエフがバクーに於いて「眞の世界革命は八億の亞細亞民族の向背にかゝる」と獅子吼せるは其の間の事情を詳細に説明せるものであらう。

四 部分的回収の成功

革命と混亂を奇貨とせし支那側の部分的回収は、案山子の如き兵力を背景とするにも不拘、著々奏功し、遂に向ふ處行はれざるなかりし爲、完全にサウエート當局を見縊り、積極的に、且つ順調に回収政策を遂行し得た。

五 奉天當局の財政窮乏

内亂に次ぐ内亂は奉天當局を初め民國中央政府の財源を極度に窮乏せしめたるも、内國に其の血路を開くの方策なく宛かも東支鐵道の莫大なる利益に着目せるは蓋し當然の歸結なりとせられる。

右に掲げたる五項は東鐵回收史上看過すべからざる要因となりしものであつて、支那側當局が如何に積極的に亦如何に順調に、其の回収政策を遂行し得たか既往十余年に涉り、其の間の事情

を概説す。

イ 革命勃發當時

一九一七年三月、露國に革命起るや、同年十二月を以つて、露都—ハルビン間の連絡は全く斷絶するに至つた。よつて東鐵長官ホルワート氏は取り敢へず東鐵運行の最高機關を臨時設定するの必要を感じ翌一九一八年四月露亞銀行北京支店に株主總會を開き、一名の支那人を含み理事八名を新選し、當該目的に備え以つて、運用の圓滑に資した。

言ふ迄もなく舊露の幹部を以つて、鐵道事業の繼續に當つたが、西比利政府樹立せらるゝやホルワート將軍は右黨の聲望を一身に擔ひて同政府に對抗せんとし極東政府の樹立を宣言し、他面東支鐵道の赤系團體を抑壓する事甚だしく、爲に従業員の不平昂じ他面、ロマノフ紙幣の暴落により、其の生活を脅威されつゝありし全従業員は一九一八年九月二日を以つて遂に同盟罷業の舉に出でた。時宛かも聯合軍出兵の際であり軍隊輸送漸く激増せる折柄なりしを以つて領事團の干渉となり結局同問題は従業員に有利に解決さるゝに至つた。是は實に東鐵罷業の嚆矢であるが、支那側は領事團の干渉を憂へたが、毫も回収政策に資せず只管沈黙を守つた。

□ 守備警察權の回收

露國內亂の勃發により貨幣制度紊亂さるゝや大洋による支那人従業員中堅となり一九一九年七月大洋によらずロマノフ紙幣による供給支拂を要求して容れられざるに端を發し遂に罷業化し、豫而シビリスキー札の暴落に其の生活を脅威されつゝありし露國従業員之に和し同月廿六日遂に全線運轉を中止するに至つた。

斯くして罷業は約一ヶ月に及び支那側の爲に利權回收の好機を與へたるにも不拘、張作霖は、偶々吉林高士賓討伐に忙しく、利權回收に關しては只將來の準備をなすに止まり消極的態度を持した。

次いで一九一九年より二〇年に至るオムスク政變が東鐵附屬地をして、孤立の状態ならしむるや、豫而利權回收を狙つて、任命されありたる督辦鮑貴卿は一九二〇年二月、東鐵長官ホルワト將軍に提議し。

- 一、東鐵に支那側理事を割込ましむること、
- 一、沿線保安の目的を以つて支那警察を配置すること。

に同意せしめた。

然るに翌三月、露貨の大暴落に基づく従業員の不平等は沿海州過激派の策動も、支那官憲の甘言に乗ぜられ「ホルワト長官排斥」の聲となり次いで同月十三日を以つて復しても第三回の罷業が決行せられた。本回の罷業は十七日に至り早くも解決するに至つたが豫而、萬遺憾なき準備を遂けたる支那側は此の間にありて罷業本部と露國兵舎を焼き沿線の守備、警察權を回收し、露骨なる回收の第一歩に出た。

猶右事件と同時に東鐵理事會の公文書が從來ロシア側代表の名により署名されたるに鮑督辦以來同氏の署名に代えられた事は理事會に對する支那側勢力侵入の第一端となりし事は見逃し難い事實である。

ハ 對支宣言

斯かる時に當りてサウエート政權は次第に其の基礎を堅めた、先にも述べたる如く、其の政策とする處は東洋民族に對する援助方針であり聯邦は是等被壓迫民族に對して、十分の努力を遂けつゝあるかと思はれた時一九一九年七月十五日、カラハンは對支宣言を發表して、サウエート聯

邦と支那の友誼と平和の爲に進んで舊露帝國の取得せる特權を抛棄せんことを申出た。

右宣言の要項を掲ぐれば『舊露帝國が支那國民を羈絆せんとして締結せし諸條約の無効なる事を宣言し、支那各地にて奪取せる土地團匪賠償金並に露人の支那領に於ける特權を抛棄す。然して、舊政府が支那より獲得せし一切のものの還附に付き商議せん事を提議す』と。

更に一九二〇年九月廿七日第二回對支宣言を發し支那側に回答方を慫慂した。其の内容は第一回の宣言を略々繰返したる上、左の如き事項を要求した。

一、支那政府は舊露國民の反革命的行爲を援助せず、斯かる分子は武装を解除し、サウエート官憲に引き渡すこと。

二、支那政府は舊露外交官並に領事との交渉を斷絶し、其の財産及び文書をサウエート政府に引き渡すこと。

三、義和團賠償金を以つて、反革命的行爲を援助せざること。

四、東鐵の利用に關し、兩國は協定を遂ぐること。

此の美辭に盛られた兩國の對支宣言に於けるカラハンの意中は言ふ迄もなく、是によつて、支

那に接近し、東鐵に於ける舊露の勢力を一掃し以つて、サウエートの勢力を扶植せんことをもたせられたるものであつたに違ない。

然るに、張作霖は此の對支宣言に接するや、直ちに中央政府に建言し、『露國の勢力を排除する絶好の機會なり』とし團匪支拂金の停止、天津、漢口の租界を回收し、治外法權を撤廢し、續いて東鐵附屬地に於ける司法權をも完全に其の手に回收するに至つた。

斯くて回收政策次第に進捗するに乘じ、支那側は、一九二〇年九月廿三日付を以つて大總統令を以て露國代表の禮遇停止を發表するに至つた。要旨に曰く『露國の秩序紊れ、未だ民意を代表すべき政府の樹立せられざるにより露支の正式關係を復活する能はず、よつて、茲に露國公使並に領事の資格承認を停止し、同時に在支、露人に對しては、中華民國に於いて其の生命財産を保護す』と。

次いで同年十月卅日付『在支露國民行政的服從規則』を發布し在支露人の一齊に支那法律に服従すべきを命じた。

斯くて舊露の勢力全く萎靡し、サウエートの政權、未だ承認せられざるに乘じ、東鐵を廻りて

頻りに策動したるは露亞銀行である。宛かも東鐵回收の爲に寢食を忘れつゝ、ある支那側と銀行との間には期せずして相互に協定せんとする事態醸成せられ遂に一九二〇年十月「東支鐵道敷設及び經營に關する續訂契約」の締結となつた。

本契約は舊來の露西亞帝國に代り、一躍支那をして一時的には言へ東鐵に實權を握らしむるものとなつた。次に其の要點を掲ぐ。

- 一、一時的に支那が最高管理權を掌握すること。
- 二、東鐵の業務を一商事會社たるの範圍に限定すること。
- 三、支那政府が新たに督辦以外に株主に非ざる理事を任命すること。
- 四、決議は理事七名の同意を必意とし、支那政府と露亞銀行との合辦制をこるること。
- 五、東鐵建設の當初、支那が庫平銀五百萬兩を出資したるにより是に利子を加算したる全額を支那側の社債たらしむること。等である。

二 郵便局並に無線電信局の回收

斯かる間に支那側は更に郵便局の回收に著手し、著々其準備を遂げたる結果、露國代表の禮遇

を停止せる翌年即ち、一九二一年一月廿三日付を以つて、左の如き露國郵便局の閉鎖令を發し同月廿七日遂に武力をつて其の目的を達した。

「中國政府は今回萬國聯合郵便會議に参加したるに付き東支鐵道沿線に於ける不確實なる露國郵便局の存在を認めず是を閉鎖す」

次いで翌一九二二年九月廿九日豫而東支鐵道電信課に管理せられし哈爾濱無線電信局を突如占領し東北無線電信局の管理に委したのである。

ホ 市政權の回收

先に述べたる如く支那側と露亞銀行間に締結調印されたる續訂契約は東支鐵道の使命を一新して、僅かに商業的機關たらしめた。換言すれば續訂契約は明文に於いて、其の政治的權利及び行動を否認する事となつたのである。よつて支那側は直ちに市政權の回收を具體化し一九二二年二月五日付を以つて、東省特別區市政管理局を設け同時に東支鐵道に對し市政權の讓渡を迫るや、無力の東鐵は如何にも成す能はず同年五月を以つて其の附屬地に於ける市政權を放棄するに至つた。

へ 松花江航行權の回收

露國革命以後、老少溝、吉林間の所謂第二松花江は著るしく露國船舶の數を減じたるを以つて一九二〇年六月支那側は試みに露國汽船に對し吉林遡航を禁止した、是實に松花江航行權回收の第一歩で該航路は完全に支那側船舶の獨占する處となつたのである。

此處に於いて支那側は全般的なる松花江航行權の回收に手を染め先づ一九〇三年以來、松花江航路を獨占せる東鐵船舶課に對抗せしむ可く半官半民の船會社「成通公司」を創設した。然るに同公司は缺損をのみ繰返し、常に外部との競争に敗れ、其の成績誠に面白からずよつて當局は其の政策を改め一九二四年一月廿九日蔡道尹の名により突如左の如き佈告を發した。

「松花江上に三色旗を掲揚せる露國汽船の航行を見るも、露帝國は既に存在せず即ち其の三色旗を承認する能はざれば、自今斯かる汽船の航行を嚴禁し同時に松花江の航行權は如何なる外國船舶に對しても許可せず。張作霖司令の命により布告す」

茲に於いて露側船主相寄りて對策を練り、商業會議所を通じて、東支鐵道に請願書を發し亦東支鐵道代表は奉天に赴き其の諒解を求めんせしも、支那側の眞意は、航行權の回收に藉口して、

東鐵船舶課の莫大なる財産に著目せる爲め、露側の努力も遂に得る處なくして徒らに時日を遷延し露人船舶は空しく松花江岸に繋留せられ、船主の蒙る損害は益々増加するのみならず問題解決の曙光見えざる爲め、不得止、支那人名儀により支那國旗を掲げ、是等を就航せしむる状態となつた。

斯くの如くにして、寄るに處なき露船主側が次第に泣寝入の窮狀に落つるや、支那側は終局の目的に突進した。言ふ迄もなく東鐵船舶部の回收である。

同鐵道船舶課は一九二四年一月廿九日の蔡道尹の名による「外國船舶松花江航行禁止令」によりて其の事業を斷たれたる爲、百方手を盡くして、本問題の解決に資せんせしも成らず、一方支那側は、同船舶課の巨財に垂涎措く能はず、一九二四年の露支協定も、細目協定にて同問題を協定すべき事を約束したるにすぎず、其後の奉露協定も亦、セレブリアコフ氏との商議も遂に成らざるを奇貨とし一九二六年八月、李鴻烈は張作霖の命を受け遂に是が武力回收を斷行した。其の財産見積額は約五百萬圓に達する。

ト 露支、奉露協定と東鐵の共同管理

一九一九年及二〇年の兩度に爲されたるサウエート政府カラハンの名に依る對支宣言は宛かも東亞の虐けられたる中華民國の爲に、最大の同情を表明せるものの如くであり、亦事實、同宣言に於いてサウエート政府は、團匪賠償金を初め各種の特權を抛棄せるに鑑み、上に述べたる如く支那は著々として、東鐵利權の回收を實行し得た。併も當時にありては、サウエート側は只拱手傍觀せる状態であり、一兵をも動かさず難い實情にあつたか、本宣言をして支那側の乗する處たらしめた。

對支宣言の眞意たるや、サウエートは支那に好餌を投げ以つて是に接近し、舊露の勢力下にある東鐵に大いにサウエートの勢力を扶植すべく不取敢協商を提議せんとするものであつて、兩度の宣言は明らかに會商に關する支那側の回答を慫慂した。次いで極東共和國代表ユーリンの北京到着によつて、露支交渉の第一頁が繕かれた。

然るに同交渉は一九二一年七月末に至り停頓を來すに共に。大連に於ける日露交渉の開始となり、更に同年十一月、滿洲里に於ける露支交渉の開始となつた。然るに日露、露支交渉は何れもサウエート政府の前者による後者の牽制、後者による前者の制肘に資したるの傾向ありて兩交渉

も失敗に終り間もなく、奉直戦争となりて、露支交渉は一時中絶し、其の終りたる一九二二年八月ヨッフエ一行の北京到着となつて三度露支交渉の機運を醸成したが、偶々同年九月長春に於ける日露交渉の再開となりヨッフエは北京を去つたのである。

極度に支那側を焦躁せしめた長春會議も亦決裂に終り、同時にヨッフエは支那側の期待を裏切つて北京には赴かず、後藤伯の招聘に應じて一九二三年一月日本に入り日露交渉に關する豫備交渉を遂げ然も次第に其の具體化しつゝ、あるを知り、支那政府は益々焦躁しつゝ、も東鐵に對する利權の回收を急いだ。

斯くて第四の露支協商の機運を促進したるは、日露の豫備交渉である。支那側の焦慮を看取せるカラハンは一九二三年八月、哈爾濱に來り次いで奉天に張作霖を訪ひ九月北京に入り幾多の迂余曲折を経、遂に一九二四年五月卅一日を以つて其の締結を終つた。

此處に東支鐵道に關する主なる契約條項を掲ぐ、

一、東鐵は純然たる商業機關たることを聲明し、中國の國家主權に屬すべき一切の事務（司法、民政、軍制、刑務、市政、稅務等）は中國政府の管轄に委す。

- 二、中國の資金による東鐵の回収に同意す、
 - 三、サウエート政府は、革命前に於ける東鐵債權人に對する責任を負擔す、
 - 四、東鐵問題は絶対に第三者の干渉を許さざる事とす、
- 等である。

然して、露支交渉成立に至る間のサウエート政府の對東支鐵道政策を一言すれば、一九二二年長官となれるオストロウモフは敏腕の譽高く、當時は白露人を擁して東支鐵道に於ける一大勢力であつた。よつて、サウエート當局は一面、露支交渉の進展を圖るに共に他面、東鐵に對する赤化政策を斷行し一九二三年八月カラハンの極東に赴任せんとする頃より愈々露骨を極め、或は東鐵従業員組合をサウエートに倣はしめ亦勞働組合等に大いにサウエート式を模倣せしめ遂にオストロウモフ長官をして、サウエート國籍、取得を勸誘したるも、成らず、次いで露支交渉の締結となつたのである。

然るに露支交渉の成立は張作霖の意に迎えられず止むなく、カラハンは人を派して奉露協定に當らしめたが順調なる一致を見、一九二四年九月廿二日速かに同協定の成立を見た。

次に東鐵に關する要項を掲ぐれば、

- 一、政治的行爲を抛棄し純然たる商業機關たらしめ支那國家主權に關する事項は支那官憲の處理を認む。
- 二、東支鐵道は、公平なる價格により支那自身の資本により回収する事に同意する。
原契約による
- 三、特許期間八十年を六十年に短縮し、(即ち一九六五年三月一日滿了)期間經過後は是を無償にて支那政府に讓渡す、但し、露支兩國は更に右期間を短縮する事を協議し得。
- 四、理事會を設けて決議機關とし、兩國各五名計十名の理事を任命し理事長は支那側より、副理事長は、サウエート側より任命す。
斯かる變遷を経緯の後成立を見たる露支、奉露協定は、其の條文に明記されたる如く、東鐵をして純然たる商業機關たらしめたる點、露支共同管理制を採用したる點に於いて、東鐵史上の一大轉機となつた。

是を要約すれば一九二四―五年に至る露支兩國の對東鐵政策は是を回収せんとする支那と赤系

勢力を扶植せんよせざるサウエート間の目覺ましき鬭争時代であつた。斯くて支那は絶えず内亂に脅え乍らも著々として利權回收の成果を收め亦サウエートは兩協定を締結して、不取敢、東鐵に勢力扶植の根底を築き、革命後舊露に代らんよしつゝ、ありし露亞銀行の勢力を完全に排除する事が出来た。

チ 南部線事件とサウエート政策の齟齬

一九二五年十一月に起れる郭松齡事件は其の背後の如何は知らず兎に角待ちに待つたサウエートの爲に與へられた絶好の機會であつた。にも不拘、サウエートの豫期見事に裏切られて、郭一敗地に塗るゝや其の鬱憤は馳て、一九二六年一月吳俊陞の率ゐる凱旋軍の南部線乗車拒絶に端を發して、露支の衝突よなるや南部線の運行はイワノフ長官の名によりて運行停止命令よなつた。次いで一月廿二日イワノフ長官の拘禁よなり露支互に相譲らず殊に支那側は頻りに武力を以つて強硬なる態度を示し露支關係を極度に悪化よらしめたが結局支那側の軟化により本問題は簡單なる解決を見るに至つた。

本問題はサウエート當局の内意を受けた、イワノフ長官の郭を屠れる奉天に對する復讐手段で

あつたよ言へる。即ち支那側の言ふ處によれば奉露協定に詭れるもの、換言すれば商業機關たるべき東鐵を通じて、サウエートは或る種の政治的目的に利用せんよ試みたるものであるよ。是明かにサウエートの東鐵に對する一大飛躍であつたが。本問題の解決は遂にサウエートの東鐵に對する政治的野心を齟齬よしめたるにすぎず、從來の急進政策は、次第に軟化の道程を辿つて行つた張作霖は、其の對露強硬政策に有利なるを看取し、サウエートに代りて、漸次積極政策へ移り一九二六年三月偶々市會の混亂に陥れるを奇貨よし武力によつて、列國の承認よ加せる市會を解散し、是を回收したるは實に當該政策の第一歩であつた。

リ 教育權の回收

一九二一年二月市政權を回收するに先立ち設置されたる市政管理局は教育課を含み、漸次東鐵の管轄する鐵道學校を回收するの意圖あり殊に一九二四年の露支、奉露協定が東鐵をして純然たる商業機關たらしめたるを好個の口實よし支那側は「地方行政は支那官憲の管理すべきものなり」よして、一九二四年十二月一日東支鐵道諸學校を回收せんよしたるに、東鐵理事會の猛烈なる反對に遭ひて成らず、よつて、行政長官張煥相は、一九二五年九月四日、斷然東支鐵道學務課を廢

したるに東鐵は經費を支出せず強硬に主張したるを以つて、止むなく妥協策に出で一九二七年十一月卅日、兩者の協定をなつた、是により支那側は略々教育管理權回收の目的を達し、露國側は猶同時に自國學校に於ける監督權を保有する事となつた。

又 ダリバンク保管金折半

一九二四年の奉露協定は其の細目協定を遅くとも、六ヶ月以内に締結すべきを約したるにも不拘、徒らに露支間の紛争を惹起するのみにて協定の成立を見ず、此の時に當り奉天側は常時の内亂に著るしく其の財政窮乏し、殊に這般來回收せる各種の權益は財政上多額の利益を齎らすもの尠く、亦有利なる土地問題の如きは東鐵を中心に領事團の干渉となりたる爲目的を達せず、よつて不得止、支那側は東鐵に對し八〇〇萬元の借款を申込みたるも成らず一九二七年六月露支通信聯絡の協定なりたるを好機とし、其の架設費名目に於いて、百五十萬元を得、同時に東鐵通信權の回收に着手し、更に奉露協定の共同管理制度を楯に保管金折半の實行を要求して譲らず、管理局長エムシャーノフ氏は東鐵財政に對する支那側の容喙はサウエート勢力の死命を制するものとして反對久しきに及むだが遂に同年八月支那側の武力干渉となり、支那側は其の保管金五〇〇萬元

を持出し是を支那銀行に移すに至り、本問題は解決された。

ル 東鐵電話局の回收

奉露協定による共管の原則に、東鐵附帶權益の概奪は、右の如くにして略其の目的を達せられたが、猶利益、管理金折半と教育費問題は可成りの難關に逢著せざるを得なかつた。

此處に残るは管理局長權限問題、露支従業員折半問題及び組織變更問題等で、猶支那側は電話局の回收に最後の努力を續くるものの如くであつた。

果せる哉、一九二八年十二月十九日東三省電政督辦蔣斌氏は張學良の命を受け電話局回收に關する文書を東鐵理事長チルキン氏に交付したるに其の回答期限たる廿一日迄にチルキン側の回答なかりしを以つて廿二日午前九時を以つて斷然武力回收の舉に出で遂に其の目的を達した。

ヲ 時局前の東鐵問題とサウエート領事館手入れ事件

電話局の回收を最後として一九二八年は暮れ、一九二九年に至るや支那側は全力を擧げて東支鐵道自體の回收に肉薄するもの如くであつた。よつて露側は豫而懸案となれる(一)管理局長權限問題、(二)従業員折半問題、(三)組織變更問題の中第二項に屬すべき従業員折半の前提として

一月、二月合計約三百名の露人従業員を減首し更に三月約五百名の大淘汰を行ふべしと、非公式に発表したのである。斯くて數字の上では支那側従業員が全數の六割近くを占むるの結果となりたるも、支那側の本問題に對する眞意は、管理局の總幹部數百數十名中支那側幹部は僅かに廿一名にすぎず、斯くては奉露協定の折半の原則に反するを以つて順次、露支幹部を平均せんとするものであり、中下級従業員の折半は支那側の敢て意をせざる處であつた。

斯くてサウエート側にありては、支那側の提案に満足なる回答を與へず極力其の協定を遷延せしめんと努力せるもの、如かりしを以つて、三月十三日督辦呂榮賓は、東支鐵道管理局長エムシヤノフ氏に宛て左の指令を發した。

- 一、管理局長の名による凡ての文書は支那人たる副管理局長の連署によりて其の効力を生ずるものとす。
 - 二、管理局各部課長の發する文書も亦、支那側副課長の連署に仍りて有効なるべし。
 - 三、定められたる局長の權限を越えんとする時は必ず本社と協議するを要す。
- 然るに局長エムシヤノフ氏は右の指令に全く耳を藉さざりしを以て、三月廿二日理事會を開

きて、范其光はダニレフスキー（何れも理事）と協議する處あり、亦呂督辦は同日、チルキン副理事長に會して諮る處ありしも、サウエート側は、本問題に對し強硬なる態度を持して譲る處なかつた。

仍つて奉天側に於いては、次第に焦躁を累ねつゝも兎に角表面上漸進主義に仍るを可とし、其の意を受け呂督辦は屢々チルキン副理事長に會し更に左の案に關する協議を遂げた。

- 一、管理局長の人事任免は支那人副局長の連署を要すべし。
 - 二、管理局會議に於ける露支意見の不一致は理事會の審議を要す。
 - 三、管理局長の責任支出を排し、財政的業務は監査部長の同意を経べし。
 - 四、汽車、線路、營業、商業課の四課中二課を、支那人課長とし總務課及び經理課中の一課を亦、支那人課長たらしむべし。
 - 五、露支兩文採用を漸次實行すること。
- 右に對するサウエート側の意見は左の如くである。
- 一、正副管理局長の同權は同意し難し。

二、及三、承認し難し。

四、部課折半の件は合計三〇課中支那側に二十一課、露側に九課を配分する事に同意す。

五、同意す。

然るに三月廿五日に至るや督辦呂榮寰は突如理事會に對し。東支鐵道獸醫課及び土地課を市政管理局及び地畝管理局へ移轉すべしと命じた。よつてサウエート側は急遽幹部會を開き凝議の結果、現在奉天に在る、哈爾濱總領事ノリニョフ氏をして直接、張學良に交渉せしむ可く直ちに、理事イズマイロフ氏を奉天に派し、旁々支那側の對東鐵政策の壓迫方針を緩和せしむ可く、豫而支那側の要求せるエムシヤノフ局長及びエイスマンド兩氏の更迭を仄めかすに至つた。

斯かる時に當り、東支鐵道に於いて豫ねて、某猶太銀行に貸付けたる、數百萬元が回收不能に陥りたるを以つて、サウエート側は會計課長ベカリスキー氏を、一件書類と共に本國に歸還せしめ其の證據燬滅を計らんせし事、早くも支那側の知る處となり斯くては東鐵の利益を惡用するものとの非難高く、六千萬元の東鐵會計課を支那側の手に收めんとする運動が具體化するに至つた。サウエート側は是に對し、萬一會計課をして、支那側の管理に委せんか、貪慾飽くなき支那

軍閥の爲に忽ち、東鐵財政の紊亂を來たすべしとなし、商業部其他に支那側の勢力侵入を承認するを條件とし、極力會計課保持に全力を盡した。

斯かる紛糾の中において、中央政府の、馮玉祥對サウエート關係に對する疑惑益々深められ、『此の際速かにハルビン總領事館を閉鎖するはサウエートの前鋒を挫くもの』と議決し、中央政府は直ちに、張學良に向つて其の閉鎖を要求したるにより、其の意を受けたるハルビン官憲は五月廿七日遂に、哈爾濱總領事館の手入れを斷行するに至り、館員其他在館者三十九名を逮捕し、文書を押收するに至つたのである。

斯くの如く在哈爾濱サウエート總領事館の手入れ事件は、全く南京政府の發動に基づき、一九二七年四月廿九日の北京大使館に於ける手入れ事件とは、單に張作霖の指令に基づけるものなる點に於いて兩者主權の發動を異にするも、その手入れの手段は略々同一であり兩回とも其の大使又は總領事を逮捕する事なくして、其の特殊地域に主權を發動せしめたる爲め、果して國際法上に言ふ『自衛權』と稱し得べきや疑議の存する處なるも兎に角右の行爲は大いにサウエート側に抗議の口實を與へたのである。

右事件勃發後東支鐵道理事會副理事長チルキン氏は、支那側に對し一片の詰問的抗議を發せしにすぎず、不可解なる沈黙を守つたが、モスコ政府は廿九日「馮玉祥とは何等の關係なし」この聲明を發し、更に卅一日、カラハンは駐蘇支那公使を通じて左の如き意味の抗議を發した。

『五月廿七日支那官憲がサウエート總領事館の捜査を行ひ館員並にサウエート國民を逮捕監禁し、書類を押收せしのみならず更に財物をも掠奪したるは明らかに國際法上の違法である。剩つさへ虚構の事項を新聞紙に掲げて其の責を免れんとする口實たらしめんとするも、本事件は明らかに計畫的のものである。斯かる暴舉を繰返すに於いては在支サウエート國籍人の生命財産の安全を期し得ず、止むなく在蘇中國人に對しても、保護方針を變更せざるを得ず、よつて逮捕されたるサウエート國籍人の釋放並に文書財物の返還を要求す。若し容れられずば凡べての友誼を放棄し最後を決するのみである』。

支那側は右の抗議を受けたるも回答を發せざる方針に出でたる爲、カラハンは更に奉天駐在サウエート領事マルテノフ氏に對し要求事項を掲げ直接奉天當局に交渉せよと電命したるにより右領事は六月五日奉天交渉總長王鏡賓氏を訪ひ（一）三十九名の即時釋放（二）文書の返還を要求

し、若し本要求に應ぜずんば在蘇支那領事館に對し同様なる手段を採るべしとて強硬なる態度を示せるも王鏡賓氏は「未だ事件は調査中に屬す」この故を以つて態よく、其の要求を拒絶した。

同日ハルビンに於いては、呂督辨ミチルキン副理事長相會し次の件に關する協議を遂げた。

- 一、管理局長權限問題
- 二、従業員折半問題

ワ 電政權の回收

此の時チルキン副理事長は既に、支那側が東鐵自體の回收に必死の努力をなしつゝ、ありと信じて頗る緩和策に出で順調なる進展を見る如かりしにも不拘、具體的なる決定を見る能はず遂に、「モスコ政府に請訓すべし」にて會合は終り、復しても支那側は、チルキンの解決遷延策に乗ぜられた形である。

斯くの如くにして、サウエート總領事館捜査の前後は、東鐵問題彌紛糾し、遂に其の歸着する處なき有様であつたが、南京政府は當時張學良に電命して「第三インターナショナルの行動を容認せずミ雖サウエートとの友交は是を保持すべし」をなせるが如きは未だ支那の對露政策の上に

多分の余裕を示せるものである。

仍つて六月十五日より奉天に開かれたる東北軍政最高會議も亦南京政府の對露友交説に従ふ事を決議し、時勢は徐ろに推移するものと觀測されたるに、七月に至り圖らずも形勢は急轉直下を見せ遂に一大波瀾を惹起するに至つた。

四 時局發生當時の狀況

東支鐵道督辦呂榮寰、行政長官張景惠及教育廳長張國忱等のハルビン幹部派は豫ねて奉天當局と對露方針に關する協議を遂げつゝあつたが六月廿八日歸哈するに共に、七月四日より正式理事會を開いてサウエート側との協議に着手した。其の逐一報告されたる結果により七月七日北平に於ける蔣介石一派の會議は遂に「サウエート側の讓歩なくんば最後の手段に移る可き」旨決せられ、即日張學良に移牒せられた。よつて學良の意を受けた呂督辦は、七月十日午前六時、豫ねて支那側の主張せし長距離電話の武斷的回收に移り、局長ザテプリンスキーを免じ、代ふるに解鼎臣(後史宣氏は代る)を以つてし、同日午後八時を以つて完全に其目的を達し同時に「東北交通

委員會の決議に基づき純鐵道用以外の電話は當然支那側に回收すべきものなり」と聲明するに至つた。

註 東北交通委員會は本年三月左の決議をなし、回收辦法として張學良の承認を経た。

一、國有鐵道連絡辦法、東支鐵道改訂新契約及現行電報協約に照らし主權整備の原則に據り合法的手段を以つて凡有の東鐵各驛間の長距離電話並に電信條令の規則に違反する者は一律に其の營業を停止し、主權を確保す、新契約成立前東鐵の設置せし契約にて新たに許可したるものを除く他は公衆電報の取扱を爲すを得ず。

一、既に回收せし哈爾濱電話局(昭和三年十二月回收)を除く烏吉密河、滿溝等の沿線各驛市内電話は未だ政府の許可を受けず契約上何等根據なきものなるを以つて一律に電政機關に移管引繼をなす。

一、浦據に抑留中(電話局回收に對するサウエートの復讐政策)の哈市自動電話機一〇〇〇個は東支鐵道管理局に命じて速かに交付せしむ。

同日(七月十日)更に支那側は午後二時を以つて、職業組合を首め一切のサウエート機關を解

散又は閉鎖に着手した、其の主なるものは、

- 一、プロフサユーズ (職業組合)
- 二、ドルコム (鐵道委員會)
- 三、ゴストルグ (國營貿易部)
- 四、ソフトルグ、フロート (國營商船部)
- 五、ヴェ、テ、エス (織物組合)
- 六、ネフテ、シンジカート (石油組合)

等で同時に共産黨員の家宅捜査並に大檢舉を行ひ、哈爾濱市三十三名、沿線廿六名を逮捕、中、卅一名を即日午後六時卅五分、哈爾濱發列車により家財を纏めるの暇をも與へず、滿洲里へ向け追放に處した。

一方東支鐵道理事會は同日緊急會議を開き、支那側に於いて左の提案をなすに至つた。

- 一、東支鐵道管理局の文書には局長、副局長の連署を要すべきこと。
- 二、機密費の使用は局長の獨斷に據らずして、理事會の承認を経ること。

三、汽車、營業、會計、電信、商業以外は直ちに支那人課長を任命し、従業員は露支を折半す

るべし。

劈頭議事は既に難色を漂よはせたるを以つて、事態急を知れるチルキン副理事長は、豫ねての強硬なる主張を表明するに共にモスコウ當局に請訓する事となり、右提案は何等の妥協點を見出すに至らず茲に於いて支那側は直ちに「會議は決裂せり」を宣傳し次に掲ぐる順序により、翌十一日より、東鐵大舞台回收の實行に移つた。

註 十日チルキン副理事長は緊急理事會解散の後、モスコウ當局に請訓したるにより、翌十一日、呂督辨は莫斯科交通委員會の名により左の電報を受けた。

「東支鐵道に關する紛議に付き、本會はセレブリヤコフ氏を派遣し支那側との交渉に任ず」

然るに十一日に至り事態は全く急變したるにより、セ氏派遣は中止さるゝに至つた。

七月十一日

東支智辨呂榮資は警察力により管理局長エムシャノーフ氏を首め、副局長エイスマンド、汽車

課長カリーナ、會計課長ベカールスキー商業部長ネオビハーノフの諸氏其他のサウエート側幹部を強制罷免し同時に昨日、副局長郭崇熙氏の後任となれる范其光をして臨時管理局長とし其他一齊に各課長を支那側の手に收めた、主なる者左の如し（詳細、管理局編、参照）

汽車課長 高 端

會計課長 高 恩 濤

商業課長 夏 仲 毅

營業部長 マキシモフ（白系露人）

斯くて一方、沿線に於いて屠殺所十四ヶ所、消毒所二ヶ所を回収し更に共產黨員の檢舉を行ひ百餘名を逮捕し、中十名を即日家族と共に追放した。

同日呂榮賓督辦は昨今の事情に關し左の如き意味の聲明書を發す、「露支兩協定國の經濟上の利益を確保し歐亞並に極東間の輸送圓滑を目的とし、締結されたる露支協定及奉露協定は成立以來五年を閱するにサウエート側は右協定を無視し支那の利益を阻害す、殊に管理局長權限問題並に従業員折半の問題は今に至るも解決を見ざるのみか管理局長の規則違反誠に甚だし、然れ

ども支那は常に平和策に立脚したるに問題解決の曙光なく斯くては支那側の利益は阻害せらるゝのみで、支那の堪ふる處に非ず。

最近は殊に東支鐵道地帯にサウエート従業員の不逞行爲高潮に達し亦這般のサウエート領事館内の集合はその證左である。

斯かる行爲は協定の基本條項を毀損し國家の政體に安寧を紊るものにして久しく隱忍せし余も自己の職責に顧み鐵道の商業的使命並に、政府の命令に副ふ可く茲に適當の手段を採るの余儀なきに至れり。此の際サウエート側に於いて反省せば可なり、然らずして反抗せば支那亦斷固たる方針に出づ可し、即ち事實に則して聲明す。

七月十二日

本日午後六時卅五分、管理局長エムシャノフ氏、副局長エイスマンド等の罷免幹部を追放し同日行政長官張景惠氏は左の如き意味の聲明書を發す。

東省特別區行政長官告示

露奉協定第五條に於いて、露支兩國は夫々相手國に於いて、現在の政體及社會組織を紊るが如き行爲なかる可き事を約したるにも不拘這般サウエート領事館内に於ける祕密會議の如きは右協定に反するの證據にして、斯かる不法行爲は枚擧に遑非ざるなり。

よつて政府の命令に従ひ一切のサウエート國營機關を閉鎖し共產主義者を追放し、東鐵の運行は呂督辦により露奉協定に準據して是を執行しつゝ、あり、従業員並に職工は秩序を紊亂する事なく平穩に業務に従ふべし、

本官は、東省特別區内の安寧秩序を保持するの職責を有するにより是を紊るの行爲ある者は國法により處罰すべし、

亦サウエート諸機關は既に閉鎖せられたるを以つて、彼等の誅求に陥る事無かる可し、雖若し沿線の不法なる組合、又は機關等より出費を要求せらるゝ時は當局へ密告すべし、

東支鐵道従業員並に特別區内住民に正確なる指示を與ふる爲本告示を公布す、

亦本日北平の王正廷氏は在留記者團に對して左の如く語つて居る。

所謂東支鐵道回收は張學良も熟議の上、在哈爾濱官憲をして是を行はしめたもので、要は在

哈爾濱蘇幹部連の北滿に於ける赤化宣傳を中止せしむ可き、國權擁護の防衛手段である。奉露協定は相互に相手國の社會組織又は國體を破壊するが如き行爲のなからん事を約束せるにより今回の手段は飽く迄合法的且つ正當の手段なりと信ずる。問題の解決は單に蘇當局の態度如何に係るも、本問題が蘇支國交上に重大なる變動を齎らす可しと思はぬ。赤化宣傳は奉露協定に則して是を解決し國民政府は蘇當局との友交を欲する、問題は只第三インターナショナルが赤化宣傳を行ふの如何に係り若しその不正行爲を中止するに於いては喜んで、國交回復に應ずるべし。

七月十三日

一方共產黨員に對する檢擧の手は益々峻烈を極め、底止するを知らざるの有様であり蘇従業員間に非常なる恐慌を呼びたるを以つて昨十二日チルキン副理事長は、理事會に於いて呂督辦に對し「全權セレブリャコフ氏の來哈まで従業員の檢擧、罷免を中止せらるゝ様」要求せるに付き呂督辦は是を承認する旨回答せるも本日に至るや商業部其他技術員を首め蘇従業員一二五名を淘汰し支那人を以つて是に代えた。

茲を以つてサウエート従業員間の恐慌益々甚しく、次第に策動する者を生じた。

十月十四日

本日烏蘇里鐵道側は豪雨により橋梁破壊されたりこの口實に依り約四百八十の客貨車を東鐵に返還せず、よつて支那側は護路軍に命じて即日東行列車のボグラニチナヤ驛通過を禁止し、斯くて東部國境の連絡は杜絶するに至つた。

註 同日ボグラニチナヤの抑留貨車七〇〇輛、沿線を合すれば約一五〇〇車が東行不能に陥つた。よつて東支鐵道は東行貨物の受付を拒絶す。

同日サウエート政府は左の要求を列擧して最後の通牒を發した。

東支鐵道に對して爲したる支那側今回の行動は蘇支現行協定中に明かに規定されたる各種條項に對する明白にして惡辣なる違反行爲である。東支鐵道督辦呂榮寰氏の理事會に於ける合法的なる同意を経ずして、單なる一方的命令により東鐵を支那側に收めたる行爲は明白なる違反行爲である。明かに露支協定による平等の原則を破毀したるもので管理局長エムシャノーフ氏及び其他を免職し、假令一時的にもせよ支那人を更迭せしめたるは蘇支兩國の協定せる條約によ

る鐵道管理法を根本的に變更せんとする不法行爲である、協定は是等役員の任免を理事會の權限に委し、督辦の專權によるべしは規定せず。一九二四年の蘇支協定は同鐵道に關する凡有ゆる紛争の解決に付きて、詳細に規定し、是によつて、當該紛争を解決すべき方法を定めて居る。督辦今回の行爲は蘇支條約に背反するものなるを認むるの故に蘇政府は茲に支那側の違法行爲に對し斷乎たる抗議を提出するに共に、奉天並に國民政府に對し、其の不法行爲により釀成されたる結果の頗る重大なる意義を有するの事實に對し注意を喚起す。蘇政府は從來支那に對し再三、再四、友誼的態度を示し、殊に國權回復に奮闘せる支那國民に對し常に深甚の同情を寄せ平等を根據とする條約を結びて其の主權を尊重し殊に列國と共に享有せし特權全部を拋棄したるは蘇政府を以つて嚆矢とする。故に若し支那官憲にして東支鐵道に關する條約又は權利の變更を必要とし或は東鐵回收期の繰上げを希望するならば、蘇支兩國は協定に基づきて會議を開き支那政府は其の要求を提出し得る同鐵道に關する諸問題に付きては蘇國政府は去る二月二日付奉天政府に送附せし通牒の如く、如何なる紛争に雖、是を兩國代表の會議に附して友誼的解決を圖るの準備を常に有する事を茲に聲明する。云々

然して左の如き要求を附記す、

- 一、全般に渉る協商を行ふ爲緊急會議を開催すること、
- 二、東鐵に付き行ひたるすべての任意的行動を即時取消すること、
- 三、拘禁中のサウエート市民を直ちに釋放しサウエートの各種機關に對する迫害を停止すること、
- 四、支那側は三日以内に回答を發すること。

然して一方ボグラニチナヤ及び其の南方三岔口地方に於いて、サウエート側は既に軍隊を移動せしめ國境警備を堅め、一面支那側に對する示威的行動を開始した。

七月十五日

東支鐵道は本日正式に貨車の配給中止を聲明す。

東省特別區地畝管理局長張景惠氏は本日午前十時左の聲明を發し東支鐵道土地課を回收し其の事務を支那側地畝管理局へ移轉した。

『本書を以つて左の行政長官第三九四四號の命令を發す。』

東支鐵道土地課の閉鎖命令は既に久しき以前に發せられ、亦東鐵の直接用地と不用地とに關する調査を要求せしに、今日に至る迄蘇側の履行する處とならず、仍つて當管理局は土地課の閉鎖を命じ、東鐵に直接必要と認めたるもののみを東鐵に返還す。

右は支那主權の發動なれば、即時實行し其の事務を地畝管理局に移轉すべし』

右によりて回收されたる面積は一九〇七年『黑龍江省内土地收用契約』並に『吉林省内土地收用契約』により附屬地として收用せし全面積の八割に相當す、即ち左の如くである、(單位、デシヤトチン)

	總面積	營業用地	非營業用地(即回收)
哈爾濱	一一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇
沿線市街地	三〇、〇〇〇	一四、〇〇〇	一六、〇〇〇
其他	六四、〇〇〇	一一、〇〇〇	五二、〇〇〇
合計	一〇五、〇〇〇	二七、〇〇〇	七八、〇〇〇

東支鐵道中央圖書館及其他四圖書館を支那側に回收す、

メリニコフ總領事は本日道尹、蔡運升氏と會見しサウエート政府の最後の通牒文を読み聞かせ、支那側の態度を知るに資せんとし旁々圓滿なる解決を遂ぐ可く速かなる回答方を慫慂した。天津、上海、ボグラニチナヤ及び奉天の各商業支部に於けるサウエート人支部長を罷免す。副領事、兼東支理事會監事なるズナメンスキー氏は本日當地を出發し事態説明の爲モスコへ赴く。

「一般事情」

時態右の如く紛糾せる爲東鐵従業員間には總罷業を劃策する者、或ひは總辭職を勸誘し又は協議せるものあり、一般の空氣誠に險惡を極めたる折柄、サウエート側は愈々國境の兵備を嚴重にし、殊に本年度歸休兵に對し一時の休暇を與へて萬一に備えつゝありと報ぜられ、爲に當地方の動搖極度に達す。

商取引は本日畧々完全に停止せられ、通貨次第に下落を始む。

七月十六日

最後の通牒に對しハルビン支那側幹部は一般に和平解決説を唱えつゝありしが本日駐露支那代

理公使「夏維松」氏は、ケウエート外務人民委員會に對し「合法的なる東鐵問題の解決に應ずべし」この回答文を傳達す、次に回答文中の辯明を摘録す。

一九二四年露支協定締結以來兩國關係を確立し、兩國人民に夫々平等の精神を以つて對せるに近來サウエートは中國領土内に於いて國家社會を破壊せんとするものあるにより、安寧秩序の保持上適當なる手段を採らざる可からざるに至れり、即ちサウエート領事館を捜査し、又東支鐵道に對して採れる措置は主權確保上の自衛手段である。從來東鐵蘇幹部は協定を無視して越權の行爲多々あるのみならず更に同鐵道を以つて陰謀宣傳の具に供せるにより、東北四省當局は止むを得ず本回の處置を採るに至つた。亦在蘇支那大使館の報告に仍れば蘇政府は支那居留民を拘禁し、其の數壹千名を越え、是等は官憲の壓迫により其の生命の維持すら困難なりと言ふ。然るに在支蘇國商業機關に對しては正當なる保護を加えつゝあり、今回東鐵沿線の蘇國人を拘禁したるは國內の治安維持を目的とせざるにすぎず。

次に掲ぐる條件は蘇政府に於いて是を履行せば、中國政府も亦東三省内にて犯罪にて逮捕されたる蘇國人及び封鎖の各機關に對し適當の待遇を與ふ。

一、蘇國政府は支那大使館の承認せる犯罪者を除く支那人全部を釋放すること。

二、在蘇支那人民に當然與へらるべき國際法的保障と利益に對し壓迫を加えぬこと。

即ち支那政府並に人民はサウエート政府に對し同政府が常に其の位置を自覺し過去に於ける不正行爲を再びせざらん事を切望す。今回の事件に關しても支那の法律と主權を尊重し、是に反せざらん事を希望す。

中國政府は代理公使朱紹陽氏をして、哈爾濱に於いて一切を調査せしめ、東鐵問題を蘇國外務人民委員會代表との間に討議せしむ可く本回答により合理的解決に到達せん事を望んで止まぬものである。

東支鐵道組立工場サウエート側従業員約九〇〇名は明十七日午後十一時を期して總罷業に移り同時に暴行を計畫せしが本日發覺す。

管理局長范其光氏は本日更に大淘汰を斷行し、一六〇名のサウエート従業員を誅首す。

七月十七日

午前十時半モスコより滿洲里に到着すべき連絡車來らず、滿洲里國境本日より封鎖されたる

も支那側は國際列車の連絡杜絶の責を免れる可く、サウエート側の連絡回避が明瞭なる迄「一週三回國際列車を滿洲里まで従前通り運轉すべし」と聲明す。

東支鐵道奉天支部支那側に回收せらる。

南京政府は本日張學良を邊境防備軍總司令に任じ、萬福麟を副司令に電命し、國境警備に就かしむ。

東支鐵道督辦公榮賓本日左の聲明を發す。

露支は東鐵に關し協定に基づき平等の權利を有するにも不拘、其の實權はサウエートの手中にあり、仍つて余は就任以來共管の實を擧げんせしめ、サウエート側に誠意なし、余は會計課長を支那人たらしむべき事、東鐵の利益金を理事會にて保管すること、理事會及び監事會の職員を露支折半すること等に付き絶えず協定せしも管理局長は勝手に權利を侵害するのみならず獨斷の行爲多きにより斯くては鐵道業務の遂に危機に瀕す可きを慮り協定に基づき共管の實を擧げん事を合法的に提議した。然るにサウエート側は常に誠意なく、口頭にて同意し、文書に調印するを拒み或は各種の口實に藉口して、問題の解決を遷延する状態である。

本年五月廿七日のサウエート總領事館捜査事件によりて、サウエート聯邦は東鐵を介して共產主義の宣傳に資せん事明瞭なれるを以つて、既に余はサウエートの誠意を求むるの希望を失つた。

よつて余は督辦たるの職責上七月十一日管理局長エムシャーノフ氏に對し協定に基づく権利の行使を要求したるに、彼は其の實行を拒絶したるに據り、彼を罷免し范其光をして其の代理たらしめた、各従業員は依然の如くその職に安んじて可なりである。

茲に東支鐵道事件に關し曲解する者あるを憂へ、其の實情を聲明して一般に告知す』

十四日サウエート政府の對支最後の通牒に對する十六日附の支那側回答はサウエートの満足する處さならず、同回答文を完全に諒解せりとは思はざる程の速さを以つて同日夜サウエート政府は左の如き國交斷絶に關する通牒を駐露支那外交代表に發した。

サウエート聯邦政府は中國當局によりて攪亂された蘇支關係の合法的基礎を回復せん事を希望し七月十三日付第一次通牒中に於いて絶対に必要にして完全穩和なる三個の提案を試みたるに中國政府は七月十七日の回答通牒中に於いて事實上其の提案を拒絶した。中國政府の通牒は北

京、奉天兩協定の復活を圖らず却つて其の一方的廢棄を是認し、兩國の正當なる外交關係の存續を破壊した、又東鐵督辦呂榮寰氏の不法行爲を否定せずして是を是認し東鐵の占領を合法的なりさして居る。更に中國政府の通牒は中國領土に於けるサウエート國籍人とその機關に對する不法なる壓迫を是認し剩さスサウエート聯邦内に於ける中國人民に對するサウエート當局の壓迫云々の虚説を掲げて自己の行爲を正當づけんとして居る。併も中國當局は在蘇中國人民の密偵、阿片商人、魔窟經營者、密輸入者等の犯罪者中の極く少數に對してのみ、司法權を動かしたるものなる事を充分に知悉して居るのである。

最後に中國政府の通牒は全權會議の即時開催を回避した、明かに今回の紛争を友誼的に解決すべき手段を拋棄した。殊に中國政府の通牒は支那側道般の行動の原因はサウエートの對支宣傳にありきなせるが如き全然虚偽にして偽善的である、如何になれば假に斯かる事ありとするも中國側は東鐵を奪取せず、且つ兩國の條約關係を廢棄せずとも十分是を中止せしむるの手段を有せるからである。且つ中國當局の東鐵に對する暴力行爲並に七月十七日の對蘇通牒の眞意は蔣介石氏の新聞記者團に對する公式聲明に徴すれば明瞭である。氏は支那側の不法行爲を正當

なりし、次の如く聲明した。

「吾人が東鐵を回收すべき目的により企圖せる手段には何等異狀なるものを含まず、吾人は先づ東支鐵道を回收し、然る後他の諸問題を討議せんと希望するものである」

此の聲明は七月十七日中國政府の通牒に付いて明白なる理解を與ふるものとなつた。

以上の諸點より見てサウエート聯邦政府は中國政府の回答を不満足なりし、其の内容の偽善的なる事を指摘し茲に左の如く宣言す。

中國政府により惹起され、亦その七月十七日付通牒によつて悪化されたる東鐵に關する一切の事件を友交的に解決せんとする一切の手段は茲に盡きた。故にサウエート聯邦政府は余儀なく以下の諸手段を取る。其の結果に對する全責任は中國政府に於いて負ふべきものとす。

一、支那に駐在する一切の勞農外交代表、領事館員及び通商代表を召還す。

二、東支鐵道勞農側全役員を召還す。

三、勞農聯邦と支那間の鐵道聯絡を停止す。

四、勞農聯邦内に於ける支那外交代表並に領事館員の即時撤退を要求す。

同時に勞農聯邦は、一九二四年の奉露並に、露支協定によりて生ずる一切の權利を保留する事を聲明す。

斯くてサウエート側は積極的に軍事行動を開始し、先づチタに本部を置きて國境の兵備を嚴にし、一方軍艦に命じて拉哈蘇々方面に示威遊戈をなさしめ或は飛行機を派して、支那國境を偵察するに至れるを以つて支那側も亦國境防備の準備を開始す。

同日行政長官張景惠氏は、東鐵督辦呂榮宣氏と連名にて更に大様左の如き論告を發す。

東支鐵道は露支協定並に奉露協定によりて純然たる商業機關たる事を露支兩國に於いて承認し行政事項に干渉すべからざる事を規定せるにも拘らずサウエート領事館に於ける集會並に同所にて發見されたる文書は共產主義的宣傳をなしつゝある事を證明せり、亦東支鐵道問題に付いてもサウエート側は協定の原則を破りて其の實權を握らんとしつゝある如きは支那行政權を侵害するものなり、然るに本問題に何等の關係を有せざる路傍人は支那が不法に東支鐵道を回收せんとするかの風説を流布するも、這般國外追放に處したるは領事館事件に加擔せるもののみにして、善良のサウエート國民を追放するものに非ず、苟くも東省特別區内に在る善良の住民

に對しては其の國籍の如何を不問、生命財産を保護せらる可きにより諸人の偽説に惑はさる、事なかるべし。

従業員労働者並に一般住民は自己の職務を自覺し官憲の命令に聽從せん事を希望す』

七月十八日

斯くて露支の國交は完全に斷絶状態に陥れるを以つて、ハルビン市内の警戒も嚴重を極め、露支共國境警備次第に嚴重を加ゆ、但し支那側はサウエートの態度意外に強硬にして、敢へて戦端を開かんとの状態なるにより、和平交渉説有力なる。

東支鐵道サウエート従業員の辭職者續出し、連日多數の本國引揚者あり、今後次第に増加の傾向なり。

總領事メリニコフ氏は、支那側の阻止により、本國引揚不能に陥れるも一般サウエート機關代表者幹部は順次引揚を開始す。

長春、密門、蔡家溝のサウエート側驛長本日罷免、支那人是に代る。

七月十九日

勞農政府の斷交通牒により國民政府は首腦會議を催し「極力戰爭を回避すべく、萬一サウエート側に於いて、國境を衝ける場合は直ちに國際聯盟に訴ゆ」可く決議す。

亦奉天側は哈爾濱官憲を通じて、メリニコフ總領事の歸國を阻止し、和平解決に關する、暗示を與へん頻りに策動す。

ボグラニチナヤ方面愈々危機を孕める爲同地在留邦人中婦人並に子供十名、本夕五時哈爾濱着列車にて避難せり。

露支軍兵國境を挟みて相對峙し、サウエート側は飛行機を派して頻りに偵察するも、兩軍共未だ滿を持して放たず。

東支鐵道従業員百餘名本日任意本國へ引揚ぐ。

十八日付罷免されたる奉天商業部部长モロゾフ氏は本日午後一時、其の事務所を閉鎖し自宅に引揚げたるにより新任支部長刑玉撲及び副部长高恩傳兩氏は、南市場華北飯店内に新事務所を開設す。

七月廿日

蔣介石は本日「全國將士に告ぐの書」を發し、表面上對露問題に關し大いに將卒の士氣を鼓舞せるも、支那側國境防備軍はサウエートの示威的行動に極度に壓迫されつゝあり。

總領事メリニコフ氏及ぶ副理事長チルキン氏等本日も出發する能はず。寧ろ支那側の策動に乗ぜんとするもの如し。

國民政府は本日左の如き意味の對外宣言を發表し、東鐵問題に對する列國の疑議を訂さんとした一九一九年並に翌二〇年サウエート政府は、中國政府に對し、所謂對支宣言を發表せしにより中國政府は博愛、平和の持論に基づき、一九二四年露支協定を締結して、國交の確立を期し以つて互助の精神に基づき誠意を披瀝した、然るに一九二七年中國全般に亘りサウエート聯邦は在支蘇機關を通じて、中國に於ける國家社會の顛覆破壊を企圖せる事實發覺したるを以つて在支蘇聯邦の使節領事の承認を取消し亦蘇機關の營業を停止し、國權を擁護するの一面、蘇聯邦の自覺を待つた。自來國交漸次回復せるを以つて、北支那に於いて非公式に駐在せる蘇領事並に商業機關に對しては寛大を持したるに本年五月廿七日サウエート領事館に於いて、第三インターナショナル會合を催はせしにより、東省特別區長官は是を現場にて逮捕し、同時に秘密文書

及び内亂助長の確証を捜査押收した。然るに右逮捕犯人多くは東鐵重要職員職業組合役員、其の他蘇國營商業機關の職員等なりしを以つて、其の禍根を一掃し治安を維持すべく、遂に東支鐵道其他の機關に對し這般の手段を採らざるを得ざるに至つた。

中國政府は常に平和を愛好し止むを得ざるの時に非ざれば斯かる非常手段を採らざるも、サウエート聯邦は遂に自覺する處なくして却つて、本月十三日事實に違反せる提議をなし、期限を附してその回答を要求するに至つた。よつて中國政府は寛容の主旨を變更せず、兩國問題を會商により合法的に解決せしめんとしたるにサウエートは根據なく言を掲げて、故らに難を構え

一、サウエート各種代表の召還

二、東鐵サウエート派遣員の召還

三、國交斷絶の宣言

四、駐蘇中國代表の退去要求

等の實行を聲明するに至つた。

其の辭句一として歎嗚に非ざるなく、中國政府の七月十六日付回答文中の協商は全く是を默殺

して居るが、サウエートの偽飾の慣用手段を暴露して居るものである。即ちサウエートは、その總領事館東支鐵道其他の國營商業機關の従事員を利用して中國領土内の治安擾亂を圖れるものである。併も蘇支協定は東支鐵道を純然たる商業機關とする精神によりて締結されたるもので、双互にその相手國の政治、社會組織に反するが如き行爲なからん事を約束せるにも拘らず、サウエートは是等機關の従事員及び其の收入を以つて共產主義の宣傳をなせるのみならず、中國の反革命勢力を助長す、是實に協定の精神を破り國際信義に違反せる暴舉である。中國政府はサウエート政府が領事館其他各種の機關を利用して、中國の國家社會を破壊せん企てたる確証を有するにより、是を世界友邦に發表して、真相の是非を明かにし、サウエートの野心を暴露せしむ。

但し中國の和平を望む事從來不變らず、不戰條約の精神を貫徹せん事を望むもサウエートにして中國の自衛權を侵さば其の責任はサウエートに歸す。

中國政府は世界友邦が、今回發表せるサウエートの陰謀の證據物件に付き注意せん事を望み、併せてサウエート政府が蘇支鐵道の交通を破壊し、世界交通路を杜絶せしむるに至れる全責任

を負ふ可きものなる事を聲明す。

猶便宜上此處に東北政權による聲明書「世界に告ぐるの書」の大意を掲ぐれば左の如くである。

サウエート政府は一九二四年の露支協定第六條並に奉露協定第五條に違反し中國の國家社會組織を破壊せんとする赤化宣傳を行へるにより中國政府並に北京政府は自衛の手段として、一九二七年四月六日北京大使館を捜査し證據物件を押收したるは世界各國の知る處である。然るに東支鐵道に於いては中國側の取締り寛大なるを奇貨とし依然サウエート側は秘密宣傳を續け、我が警告を聽かず、止むなく五月廿七日サウエート領事館に對し非常手段を採るの余儀なきに至つた。即ち此處に於いても下記の様多數の證據書類を押收し、以つて事實の誤りなきを證明した。サウエート側は茲に於いて陳謝の意を表すべきにも不拘、却つて抗議を提出するに至れるを以つて、中國は職業組合を首め各種宣傳機關を閉鎖し、亦總領事館にて逮捕されたる共產黨員大部分は東支鐵道の高級職員なりしを以つて、取り敢へず正副二局長の職務執行を停止せしめ中國人副局長を以つて、是を代理兼任せしむるに至つた。勿論サウエートの自覺に俟ち亦適當なる局長の專任によりて、共に營業の發達を圖らんを期待せし次第である。

蓋し、東支鐵道は兩國の共存繁榮の機關であり亦世界交通の幹線をなすの故に紛争一度發すれば、列國の干渉を招く虞れがある。然るにサウエート側は、初め人を送りて交渉に任すべしと通達し乍ら後日に至り是を變更し、遂には最後の通牒を發し、亦國交斷絶を宣言し、しかも中央政府の言葉を盡くせる回答書に満足せず國境一帶の軍隊出動、船車の抑留、飛行機による中國領空の侵畧等を敢てし、不戰條約違反を繰返しつゝ、あるは吾等の諒解に苦しむ處である。

我等の主張は共產主義の防止にある。東鐵を利用するサウエートの該主義宣傳に對しては國家の治安維持上其の防衛を必要とする。東鐵自身の問題に付いては常に協定の定むる處に従つた若しサウエートにして誤解あらば協定の精神に基づき、十分なる説明をなすべし、若し然らずして他意あり故意に軍事行動を起すは不戰條約の協約に反す、然して此の爲發生する、一切の新なる事件はサウエートの責任である。

次に押收せる證據物件を示す。

- 一、勞農が某を援け中國の南北統一を破壊し南京、奉天間に暗殺を行はんとせし密電六通、
- 二、一九二九年五月より、十月に至る北滿一帶に於ける宣傳計畫書、

- 三、蒙古駐在勞農代表記録一冊、
- 四、邊防軍國境を越えしめ蒙古軍と衝突せしめんとする密書、
- 五、宣傳委員の行動密報、
- 六、政府の秘密文書、秘密保存に關する密書、
- 七、黨員の經費帖簿、
- 八、東鐵問題に關する密書一通、
- 九、セミヨノフのバルカ地方に於ける行動の秘密報告書、
- 一〇、黨員の往來様密書、
- 一一、ラセウイツチよりチルキンに對する報告書、
- 一二、職業組合地方支部の支配人操縦法に關する文書、
- 一三、爆彈受領に關する消息、
- 一四、浦據國民委員會支部東鐵バス使用に關する書面、
- 一五、支那共產黨支部秘密會議々事録、

- 一六、ハルクトの暴動計畫と白系露人の行動監視計畫密書、
- 一七、赤化報告に關する密書、
- 一八、第十六次共產黨大會の共產黨内部事情に關する決議案、
- 一九、蒙古駐在、勞農代表の政治軍事報告、

五 其後の經過

七月十日に起れる東鐵の武斷回收はサウエート側の斷交宣言に依り支那側の豫期せざりし危機を生みし事上に述べたる如くである。斯くて支那側は表面上防衛手段として國境に兵を派せるも和平交渉の機運を求めんとして頻りに焦慮し、戦火近しと案ぜられたる頃總領事並にチルキン氏の本國歸還を肯ぜず、鐵道自體にありてはサウエート従業員の辭職者續出し、遂に其の運行も危まれたが廿一日に至り中央政府は第二回通牒を發して、サウエート政府に、露支會議の開催方を提議し、取り敢へずサウエートの強硬政策を緩和せんを試むるに至つた。

サウエート側も亦、武力によりて容易に東鐵奪還の氣配を見せつゝ、ありきは雖、敢へて戦火を

望まざるもの如くメリニコフ總領事亦出發を阻止せらるゝ儘、耽々として氣運を窺へるもの如くであつたが遂に廿三日に至り、蔡道尹の仲介を経て、長春に赴き張作相氏と會見を遂げた。

茲に於いてメリニコフ氏は本國引揚に關する諒解を得、同時に和平交渉に入る可き暗示を與へ廿四日ハルビンに歸り廿五日、東支鐵道副理事長チルキン氏等と共に不取敢當地を引揚ぐるに至つた。

註 滿洲里國境のサウエート警備は極度に緊張せる爲同地在留露支人は次第に避難を開始し、在滿洲里邦人中婦女子卅七名も廿一日夕刻ハルビンへ避難した。残留邦人は領事館に籠居し萬一に備えた、滿洲里市中は商店殆んぞ閉鎖、哈大洋は廿二日に至り六二五〇錢に暴落す。

廿二日哈爾濱司令は傅家甸穀物商に對し、其の所有穀類は軍用に提供すべく他に轉賣するを禁する旨布令を發す。

廿五日サウエート副總領事等のハルビン引揚により、露支開戦説傳へられ北滿の人心極度に緊張す。

一方東支鐵道に於けるサウエート従業員の動搖益々甚だしく辭職者續出の状態にあり、試みに廿三日付組立工場に於ける辭職者概數を擧ぐれば左の如くである。

汽關車工場	一五五 (平常従業員)	一〇五 (辭職又は罷業者)
鑄造工場	一〇三 同	五八 同
貨車工場	一三〇 同	八〇 同
機械工場	一〇五 同	六五 同
客車工場	一三〇 同	六六 同

以つて混亂の實情を推察するに難くない。

總領事引揚げの後右の如く一般の事情大いに悪化し殊に國境に相對峙する兩國軍隊は今や戦火に相見えんこの形勢なりしも、莫斯科に歸還す可かりしメリニコフ總領事はダウリヤに滞在せしものの如く、廿九日に至りダウリヤの露軍司令部より滿洲里司令部に宛て

「東鐵に關する商議を遂ぐる爲め、メリニコフをして中國側と折衝せしめ度きに付き蔡道尹を派遣されたし」この交渉提議あり、よつて同廿九日道尹、蔡運升氏は副管理局長、李紹庚(同氏は

東鐵の理事なりしが七月廿二日付副管理局長に任命さる。親露派の一人なり)氏と相携えて滿洲里へ向ひ卅日午後十一時、サウエート領より迴送されたる特別列車により國境を越え、露領第八十六待避驛に於いて車中メリニコフ氏と會見を遂げ劈頭支那側は左の四ヶ條の要求を提出した。

- 一、サウエートは中國領土内に於いて赤化宣傳を行はざること、
- 二、露支交渉に際し、兩國は國境の警備軍を後退せしむること、
- 三、サウエート政府は目下抑留せる中國商船を速かに放還すること、
- 四、サウエートの東支鐵道に對する權利は露支、奉露協定の繼續によりて存在し、該協定を

改修せんことをに於いては特別會議を招集して、兩國の決定に俟つ可きこと、
大體に於いてサウエート側は本提案に同意せるものの如くなるも、メリニコフ氏は第一條提案に對し、「可なり、然れども名を赤化宣傳に藉り武力を以つて協定を破り、國際信義を無視するに於いては、假令サウエート側に於いて如何なる人物を東鐵に派遣するも、圓滿なる鐵道業務の執行を期し得ず」さて依然強硬なる主張を繰返した。

殊に支那側の言動は七月廿四日メリニコフ氏が長春に於いて張作相氏と會見し歸國に關する諒解

を求めたるに際し、張氏より『條件附東鐵原狀回復』に關する承認を與へられたる言質を食むものありよつてメリニコフ氏は此の疑議を訂さんせしめ、支那側は巧みに鋭鋒を避け前記四ヶ條に關する承認を求め兎に角卅一日午後十一時卅分第一回會議は終了し、兩代表は直ちにダウリヤ及び滿洲里へ引揚げた。

斯くて翌八月一日メリニコフ氏は病の故を以つて秘書ミハイロフ氏を代理して、昨日の答禮の意味を兼ね滿洲里に蔡氏を訪れ午後五時より再び列車内にて會見し、サウエート側は直ちに左の提案を示した。

- 一、東鐵を原狀に回復すること、
- 二、東鐵警備を露支双方にて分擔すること、
- 三、正式會議をチタに開催すること、

右に付き支那側は第一條に付きては明白に其の困難なる理由を述べ第二條に付きても、同意し難き旨を説明したるにより、ミハイロフ氏は『張作相の與へたる言質を食むもの』なりと詰問し、第二回會議は畧々不調に終れるを以つて、蔡氏は奉天當局に請訓すべしとなして午後九時第二回

會議を終了した。

越えて八月二日メリニコフ氏は滿洲里に來たり、蔡氏と會し、更に第三次交渉に移れり勢頭支那側は其の基本條件に付きサウエート側の承認を求めんとし、提議せる事左の如し、

- 一、蘇支兩國は代表を派し一切の問題を審議せしむ可く正式會議を開くこと、
- 二、會議地點をハルビンとし、蘇本國との通信連絡を保證す、
- 三、正式會議の招集は一ヶ月以内と定む、
- 四、全權任命と共に撤兵し歐亞聯絡を回復すること、
- 五、正式會議までに滿洲里にて今後も打合せを行ふこと、

右に對してはサウエート側は完全なる同意を表明せるも、メリニコフ氏はサウエートの第一次要求たる『東鐵原狀回復』を支那側に於いて認容せずば正式會議開催の無意味なる事を主張して譲らず支那側は盲迷なる態度を持し努めて賛否の明言を避け、本問題の解決は正式會議の交渉に俟たんとするもの如かりしを以つて、メリニコフ氏は遂に交渉の余地なきを知り第三次交渉を打ち切るに至つた。

是を要するに滿洲里交渉決裂の原因は、サウエート側は正式會議開催前に東鐵の原狀回復を要求せるに反し支那側は、東鐵原狀回復は是を正式會議の協定に俟たんとし兩者相譲らざりしによる。

猶翌八月三日蔡道尹は奉天當局より左の如き訓電を受けた、即ち第二次交渉の際に於いて懸案となれるものである。

『警備權の分擔は、支那の主權を侵害するものなれば絶対に承認し能はず』

註。七月廿五、六日恟々たりし、北滿の人心も兩國の和平氣分により次第に緩和されたるに廿

七、八日頃より支那側はボグラニチナヤ及び滿洲里の警備軍を後退せしめ努めて事態を惹起せざるの準備を進めたる爲一般住民は復しても、恐怖に驅られ滿洲里驛頭連日避難者殺到せり。

茲に於いて南京政府は大いに焦慮し、露支交渉の局面轉換を、他面南京政府の外交權統一を敷衍す可く、失敗に終れる蔡道尹に代つて、國民政府代表を派しメリニコフ氏に折衝せしむ可く、カラハンも昵懇の朱紹陽をして是に任じた。當時國民政府が、司法院副院長であり國民團の元老

たる張繼氏を急遽、奉天、哈爾濱に派し、更に日本へ赴かしめんとし、亦交通部長孫科氏をして張學良に會見せしめたる等の事實は國民政府焦躁の事情を最も雄辯に物語るものであらう、奉天當局も亦此の間に於ける南京政府の事情に精しく、次第に軍備を緊張せしむるに共に、東北權力を協調し、殊に奪取後の東鐵運用には最善の努力を拂つて對内外とも、遺憾なきを期した。

炯眼なるサウエート當局の、南京、奉天間に於ける裏面の經緯を利用せんとする腹案は是亦贅言を要しなす。

莫斯科當局は八月二日付を以つて、露支交渉の經緯に關し左の如く發表して居る。

東北邊防總司令張學良より、蘇聯邦外交人民委員會次長カラハンに宛てたる通牒によれば、支那側交渉員蔡運升は、本國總領事メリニコフの間に達したる交渉の經過を張學良に報告して居る。張學良のカラハンに宛てたる通牒は、右報告に基づけるものであつて、同通牒は東支鐵道が露支、奉露協定に基づく共同經營の營利事業たる事を指摘し、同時に今回の問題に付き左の如き要求を寄せた。

一、今回の紛争問題を解決する爲に代表を任命し會議を開くこと、

- 二、支那管理の東鐵の現状は是を一時的とし、右正式會議終了の後奉露、露支協定を基礎とする新規定の下に是を共同管理すること、
- 三、今回逮捕のサウエート市民は全部釋放して蘇領境域に送還すべきにより支那國民をも支那本國に送還すること、

然るに是より先き蔡交渉員は七月廿二日ハルビンにてメリニコフ總領事と會見し、奉天政府を代表して左の如く提議した。

- 一、拘禁中の東鐵蘇側従業員を全部釋放す、
- 二、サウエート政府は東支鐵道管理局長、及び副理事長を任命すること、
- 三、速かに全權委員を任命し、會議を開催すること、
- 四、サウエート政府は今回、支那側の東鐵に對してなせる規定を認めず亦將來の交渉に於いても右規定に拘束されざる事を聲明し得ること、
- 五、サウエート政府が右提案を承認せば張學良は直ちに南京政府に對して支那がサウエート聯邦と交渉に入る可き事を要請す、

右提案に關し總領事メリニコフは、蘇國外交人民委員會に傳達したるを以つて、本政府は特に讓歩して左の回答を發せり。

東鐵回收後の奉天當局の提議に付いては、サウエート政府は信用を措く能はずと雖、先に張學良の名によりカラハンに對し發せられたる、サウエート市民の釋放、管理局長及副理事長の任命、正式會議開催を、奉天、南京政府が提案し、且つ蔡交渉員の提議せる第四項を左の如く訂正するに於いてはサウエート政府は本回の提議に同意すべし。

- (四) 蘇支兩國は今回の紛事により發生せし東鐵の現状を一九二四年の奉露、露支協定に基づき合法的に變更せらる可き事を承認す。

亦張學良よりの提議に對するカラハンの回答は左の如くである、

今回の提議は七月廿二日に於ける、奉天を代表せる蔡交渉員のメリニコフ總領事に致せる提議と相違して居る。即ち今回の提議には東鐵管理局長及副理事長をサウエート政府の權限により任命すべき蔡交渉員の提議を逸して居る。殊に其の第四項は、サウエートの主張と異り奉露、露支協定に對する支那の違反行爲により發生せる東鐵現状を合法化せんことを過ぎ

ざるものである、故に余は左の如く言明す。

「奉天政府は七月廿二日の提案を自ら覆し、今同の提案により七月廿五日付サウエート政府提案の受諾によつて可能なる係争の解決を避けんことをするものである。仍つて其の結果如何に重大なる事態を惹起すことも是、奉天、並に南京政府の責任である。」

南京政府代表朱紹陽氏は八月六日ハルビンに到着、當地幹部と協議の上、直ちに滿洲里に向ひ、六日此處にて蔡運升、李紹庚氏等と鳩首凝議を遂げ、先づ電話にてミハイロフ秘書を通じてサウエート側と會見の交渉を進めたるに、サウエート側は依然「原狀回復」を承認せよと要求するのみ、更に支那側に於いて、メリニコフ氏に對し、全權としてセレブリヤコフ氏を派遣せらるゝ様要求したるに對しても承諾せず七日に至りメリニコフ氏は朱氏に對し電話を通じて次の聲明をなすに至つた。

サウエート政府は南京政府に對し未だ正式の外交關係を有せず、サウエートの對支斷交は莫斯科、南京間の謂に非ずして、莫斯科奉天間なり、よつて本交渉も奉天當局と遂ぐ可きものにして、南京政府と交渉に入る可き筋合のものに非ず、但し此の機會に於いて南京政府に傳達すべ

き事は、サウエート政府は終始前提の條件に一貫す、而して奉天當局が各種の口實を構えて是を拒否するに於いては、帝政時代の條約に歸りて是を有効なりと認め東鐵沿線警備軍一萬一千を配備するの自由行動に出づる事あるべし」

八月八日蔡道尹は、メリニコフ氏に對して會見を申込み對しメリニコフは、サウエートの要求を容れずんば幾回の會見も無意義なりと是を拒絶し遂に朱紹陽氏は、サウエート側と會見の機會を得る事が出来なかつた、よつて朱氏は、八月八日南京政府に對し「對蘇交渉不調に經れり蘇側に交渉の誠意なし」と報告したるにより、南京當局は當分同地に滞在すべき事を命じたるに、サウエート側は八月十日に至り「サウエート政府は南京代表朱紹陽氏の會見申出を拒絶せり蓋し本問題は支那がサウエートの最少限度の提案を承認したる後に於いて、解決さるべきものなり」と聲明するに至れるを以つて、朱氏は南京政府の指令に基づき遂に八月十五日、蔡運升、李紹庚兩氏と共に空しくハルビンに引き揚げた。一方サウエート側は莫斯科に歸還せしメリニコフ總領の經過を聽取すると共に直ちに第二段の示威行動に移り頻りに兵を國境に動かすと共に滿洲里及ボグラニチナヤの東西兩國境には多數の飛行機を放ち或は演習に藉口して實彈を打つ等ひそく

支那軍の肝膽を寒からしめた。

事態は斯くて紛糾するのみ、八月中旬獨逸を調停役とする露支の交渉決裂したる後は、米國も亦支那に對する好意の表明を打切り支那が米國を介して、對露問題の聲明書を不戰條約參加國に配付せんとしたるに對し、米國は「其の責任無し」として是を拒絶するに至つた。斯くて第三國の露支間に斡旋せんとするものなく、サウエートの軍事的脅威は目を逐ふて激しきを加えたる時、蔣介石を脅威して表れたるは馮、閻である。よつて蔣は、張學良一派の反蔣聯盟を策動せん事を恐れ、此の際奉天の兵力は國境に駐屯せしむるを可とし、對露交渉の遷延を期するものの如くであつたが。十一月十七日乃至二十三日、滿洲里以東海拉爾に於ける赤軍の強行的大威嚇は支那軍並に沿線の住民に大狼狽を起さしめたるのみならず支那軍の無能無價値なるを曝露せしめたるに反し赤軍の進退は實に鮮かであつた。其結果は奉天政府をして豫て蘇政府の要求せし（一）東支鐵道を紛争前の原狀恢復（二）正副管理局長復職並に（三）逮捕蘇人の釋放の三項を承認せしめハバロフスクにて之が實行方法交渉委員會開催することとなれり。

蘇側はシマノーフスキ（ハバロフスク駐在の外務委員）を支那側は蔡運升と李紹庚を委員とし

蔡李の兩氏は十一月三十日陰に哈爾濱を出發した。

東支鐵道問題の真相と其の經過（上卷終）

哈爾濱商品陳列館刊パンフレット目録

號數	書名	備考
一	東三省特別區市内、郷、自治、暫定規則並施行令	(缺)
二	北滿特産ミ日本特産商の現状	(同)
三	滿洲里、海拉爾事情	(同)
四	勞農露西亞の國家制度(上)	(同)
五	同(下)	(同)
六	勞農露國の對外貿易規則集(上)	(同)
七	北滿洲の工業概観	(同)
八	勞農露國の對外貿易規則集(下)	(同)
九	現行勞農商業法規概説	(同)
一〇	現行勞農企業法規概説	(同)
一一	西伯利經濟事情(上)	(同)
一二	同(下)	(同)
一三	○滿地方の阿片	(同)

號數	書名	備考
一四	露國の亞麻ミ北滿洲の亞麻栽培研究	(缺)
一五	(一)サウエート憲法史の梗概 (二)金融上より見たる東鐵附屬地土地建物の權利關係	(缺)
一六	(一)サウエートの最高裁判 (二)ソウエート機關の概要	(同)
一七	勞農露國に於ける取引契約	(同)
一八	(一)村落、郷ソウエート機關の概要 (二)勞農當局の説明せる同國の現狀	(缺)
一九	(一)同縣州内國貿易部に關する規定	(缺)

二〇	包裝の研究	(缺)
二一	ウクライナ共和国の概況	(缺)
二二	北滿地方の阿片(下)	(缺)
二三	北滿に於ける露人及外人關係事業	(缺)
二四	露領極東大觀(一)	(缺)
二五	同	(二)
二六	入露の指針	(缺)
號外	臺灣の旅	(缺)
二七	(一)勞農露國內異種民族共和國の近況	(缺)
二八	(二)勞農露國及極東購買組合成績	(缺)
二九	露領極東大觀(三)	(缺)
	哈爾濱に於ける列國の經濟勢力	(上)
三〇	同	(下)
三一	露人の見たる太平洋問題解決道程(一)	(缺)
三二	東支沿線指南(上)	(缺)
三三	勞農露國々立極東及極東農業銀行定款	(缺)
三四	露人の見たる太平洋問題解決の道程(二)	(缺)
三五	露領極東概觀	(缺)
三六	露人の見たる太平洋問題解決の道程(三)	(缺)
三七	東支沿線指南(中)	(缺)
三八	露人の見たる太平洋問題解決の道程(四)	(缺)
三九	沿海縣事情(上編)	(缺)
四〇	一九二五年—二六年度サウエート國民經濟豫想	(缺)
四一	大正十四年度勞農露國	(缺)
四二	沿海縣事情(中編)	(缺)

四三	同	(後編)
四四	ソベイト聯邦對外貿易銀行定款	(缺)
四五	極東經濟問題中に現れた東支鐵道	(上編)
四六	同	(下編)
四七	公報より見たるソベイト聯邦の經濟狀態	(缺)
四八	ソベイト對外獨占ミネープ	(缺)
四九	計畫的經濟と外國貿易獨占	(缺)
五〇	ソベイト極東の教育	(缺)
五一	ソベイト國營工業	(缺)
五二	(一)ソベイト一九二五年度の經濟政策	(缺)
	(二)ソベイト工業管理に職業同盟の參加	(缺)
五三	ソベイト利權政策の新傾向	(缺)
五四	經濟上より見たる勞農露西亞	(缺)
五五	極東地方金融制度	(缺)
五六	ソウエート聯邦法規概要(上)	(缺)
五七	勞農露西亞の財産權	(缺)
五八	ソウエート聯邦法規概要(下)	(缺)
五九	ソウエート聯邦に於ける密輸	(缺)
六〇	ソウエート同に於ける外國貿易	(一)
	同	(二)
六一	同	(三)
六二	東支沿線指南 下編(乾)	(同)
六三	同	(坤)
六四	ソウエート聯邦に於ける經濟事情	(同)
六五	同 聯邦と共和國並共產黨と猶太	(同)
六六	ソウエート文化施設外國人の權利義務私有財産及相續財産	(同)
六七	西伯利地方極東地方並ヤクートスクブリヤトモゴリ社會主義ソウエート自治共和國	(同)
六八	ソウエート聯邦利權法(上編)	(同)
六九	同	(下編)

七〇	ソウエート聯邦に於ける輸出貿易の期節性	(後編)
七一	ソウエート極東地方の諸統計	
七二	洮昂及四洮鐵道案内	
七三	一九二六年度蘇國の外國貿易日蘇貿易	
七四	支那領烏蘇里沿岸事情	
七五	ヤクーツク共和國(上卷)	
七六	ヤクーツク共和國(下卷)	
七七	最近に於ける蘇聯邦の國民經濟一般	
七九	極東經濟及び文化的施設に對する各委員の報告概要	
八〇	極東殖民史	
八一	松花江沿岸事情	(缺)
八二	北滿の移民	(缺)
八三	沿海縣の水田	
八四	ソウエート共和國土地法典(前編)	

八五	同	
八六	露支東部國境の密輸事情	
八七	呼海鐵路並に沿線事情	
八八	吉拉林及三河地方事情	
八九	ロシヤ雜觀(上篇)	
九〇	同(下篇)	
九一	松花江の航運	
九二	極東の水田	
九三	ソウエート聯邦概覽	
九四	北滿に於ける輸入商品(その一)	
九五	蘇聯邦極東産業計畫	
九六	極東沿海地方の諸企業(上卷)	
九七	極東沿海地方の諸企業(下卷)	
九八	北滿に於ける輸入商品(その二)	
九九	現行外國利權及國民經濟の及ぼす影響	
一〇〇	旅大並に南滿東支鐵道附屬地とその隣接地帯に於ける支那人の經濟	

一〇一	的勢力	(缺)
一〇二	蘇聯邦の課税ミ反幹部派	
一〇三	東支鐵道沿線牧畜狀態及同鐵道の對策並に沿海縣北滿の米作	
一〇四	高	
一〇五	ソウエート聯邦に於ける原料貯藏	
一〇六	吉林省中部各縣事情(上卷)	
一〇七	同(下卷)	
一〇八	蘇聯邦の大資本施設(上卷)	
一〇九	同(下卷)	
一一〇	昭初三年哈爾濱市況	(缺)
一一一	傅家甸に於ける工業	
一一二	蘇聯邦の國營保險	
一一三	北滿に於ける輸入商品(その三)	
一一四	哈爾濱に於ける商工組合其他規定集(上)	
一一五	蘇聯の失業ミ其對策	
一一六	哈爾濱に於ける商工組合其他規定	

一一五	集(下)	
一一六	松花江の航運	
一一七	附、黑龍江の航運使命	
一一八	極東移民	
一一九	東支鐵道南部沿線事情	
一二〇	極東露領視察記(一)	
一二一	同(二)	
一二二	極東露領移民用地の概要	
一二三	最近の浦鹽斯德港	
一二四	東支鐵道西部沿線事情	
一二五	烏蘇里地方に於ける朝鮮人	
一二六	東支鐵道問題の真相ミ其の經過(上卷)	

終

